第6回北海道・北東北知事サミット

平成14年8月23日、小坂鉱山事務所(秋田県小坂町)において「21世紀型の健康」 をテーマに開催され、次の事項が合意されました。

【合意事項】

21世紀型の健康

我が国では、20世紀後半の急激な社会経済・科学技術の発展により、社会保障制度等の充実や医療の高度化が進み、かつて経験したことのない長寿社会を迎えています。その一方で、飽食・偏食・運動不足などに伴う生活習慣病、増え続けるストレスによる心身の変調、目に見えない化学物質による健康被害など、私たちの健康を阻害する新たな要因が生じているとともに、進んだ医療技術や医薬品への過度の依存が、却って本来人間が有しているべき強さを喪失させる例も見られるようになっています。

これまで20世紀に確立された健康の概念は、「病気にならないようにする」という消極的なものでしたが、これからの21世紀型の健康は、現代の新たな健康阻害要因を克服し、アクティブな生活を通じて、本来人間が有する生命力を呼び覚まし、健康を保持・増進し、積極的に健康を享受することを主眼とするものです。

北海道・北東北3県には、豊かな自然、多様な温泉、安全・安心な「食」などの地域資源とゆったりとした時の流れに恵まれており、これらは、心身を癒し、健康の増進や維持、回復に役立てることのできる可能性を秘めています。こうした地域の持つ優位性を最大限に生かし、子どもから高齢者までの全ての人々が、日常生活の中にちょっとした健康づくりの工夫(インテリジェンス)を加え、生活の質を向上させることが、この地域を一歩進んだ健康を育む地域にします。北海道・北東北3県は、これらの点に留意しつつ、21世紀型の健康を育む地域づくりを積極的に進めるため、相互に緊密に連携を図り、共通課題の解決に向けて取り組んでいくことを確認し、施策の基本方向を示すため、以下のとおり合意します。

1 共通課題の解決に向けた推進体制の確立

北のくに健康づくり推進会議(仮称)の設立(4道県合意事項)

北海道・北東北における健康社会づくりを加速するため、相互に情報交換を行うとともに、 共通課題の解決に向け広い視点からその方策等について検討する広域連携組織として「北のく に健康づくり推進会議(仮称)」を設置します。

< 北のくに健康づくり推進会議(仮称)での主な検討課題>

健康情報ネットワークの構築

北海道及び北東北の人々の手軽な健康づくりの利用に資するため、北海道・北東北の有する 資源を活用した健康づくりの取組や保健・医療・福祉等の北東北の健康関連情報を提供する健 康情報ネットワークの構築

歯科保健対策の充実

健康の維持に欠かせない歯を守る「8020運動」推進に係る広域的な連携方策や、科学的 データ等に基づく歯科保健対策の展開に向けた調査研究などの歯科保健対策の充実

自殺予防対策の推進

自殺率が全国的に上位という共通課題の克服を目指した自殺予防対策の推進

スポーツによる健療づくりの推進

スポーツを通じた心と体の積極的な健康づくりの推進

食生活の改善などによる健療づくり諸施策の推進

北海道及び北東北が連携することで効果的に進めることのできる健康づくり諸施策の推進

2 21世紀型の健康を育む地域づくりの推進

(1)やすらぎと癒しのくにの形成推進(4道県合意事項)

2 1世紀にふさわしい心身の健康の維持・増進という観点から、北海道・北東北が有する様々な地域資源の魅力を明らかにし、やすらぎや健康を享受できる地域(やすらぎと癒しのくに)の形成に向け、そのあり方や推進方策について検討を進めます。

(2)健康を育む安全・安心な北の「食」づくりの推進(4道県合意事項)

安全・安心を基本とした「食」の提供に向け、日本の食料自給を支え.る供給基地として、 新鮮でおいしい食べ物に関する情報発信をはじめ、「北のくに」らしい食文化の定着を図る ための情報交流を行います。

3 健康を支える諸機能の充実

- (1)県境地域における救急医療体制の充実(3県合意事項) 県境地域における救急医療体制の充実強化を図るため、県境周辺地域の救急患者発生を想 定した効率的な救急医療体制のあり方について共同で研究します。
- (2)医師確保対策の推進(4道県合意事項) 公的医療機関及びへき地における医師不足に対応するため、共同で医師確保対策について 検討します。
- (3)県立病院等の医療スタッフの交流等の推進(3県合意事項) 県立病院等に勤務する医療スタッフの人材育成及び技術向上を図ることを目的とした交流 研修や派遣等を推進します。

その他の合意事項

- 1 北東北3県合同の大阪及び名古屋事務所の設置(3県合意事項) 大阪事務所及び名古屋事務所について、3県の相互連携による機能強化を図るため、合同事 務所の早期設置を目指します。また、大阪事務所については、新たに3県合同による、観光・ 物産などの情報発信拠点の整備について検討を進めます。
- 2 合同のソウル事務所の設置(4道県合意事項) ソウルにおける4道県合同の事務所機能の整備については、平成14年11月の開設を目指 して取組を進めます。
- 3 合同のシンガポール事務所の設置の検討(4道県合意事項) シンガポールにおける4道県合同の事務所の設置について、検討を進めます。
- 4 北東北3県の秋田地域IX共同利用の検討(3県合意事項) 秋田県に設置される地域IXの北東北3県による共同利用の可能性について検討を行います。
- 5 4 道県知事によるリレー・トップセミナーの実施(4 道県合意事項) 北海道及び北東北3 県連携気運の一層の醸成を図るため、4 道県知事が他の道県に出向き、 幹部職員等に対し講演等を行うリレー・トップセミナーを実施します。
- 6 人事交流の拡大(3県合意事項) 北東北3県の連携・協力体制の一層の強化に向け、3県職員の資質の向上、相互理解の促進、 強固な連帯感の醸成を育むため、知事部局職員の人事交流を拡充するとともに、新たに教育委 員会において教職員の人事交流を進めます。
- 7 北東北の豊かな水と緑を守る取組(3県合意事項) 「ふるさとの森と川と海」を守るという共通の理念に立って条例を整備するなど、広域的な連携による取組を進めます。
- 8 「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づく取組の強化(3県合意事項) 十和田湖の水質保全対策を強化するため、青森、秋田両県で策定した「十和田潮水質・生態 系改善行動指針」に基づき、汚濁負荷削減のための調査研究を行うなどの取組を進めます。
- 9 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策(3県合意事項) 産業廃棄物の無秩序な広域移動の抑制や廃棄物の発生抑制など、産業廃棄物行政をめぐる課 題に対しては、これまでのように規制的手法を中心とした個別的な対応では限界があります。 特に、これまで、首都圏からの産業廃棄物に起因する不適正処理事案なども発生しているこ とから、このような苦い経験をも踏まえ、3県が連携し、かつ経済的手法という新たな手法を 活用した産業廃棄物対策を進めます。
- (1)北東北3県内の産業廃棄物の発生抑制を図り、リサイクルを促進するため、産業廃棄物減量化・リサイクル促進税制に係る制度の整備を、産業廃棄物の埋立量に応じて課税する枠組みのもとに、平成14年中に行います。
- (2)県外から搬入される産業廃棄物の適正処理の推進及び地域の環境の保全を図るため、搬入 事前協議の条例化及び環境保全協力金制度の整備を、平成14年中に行います。